

# 告 示

## 埼玉県告示第八百六十号

埼玉県生活環境保全条例（平成十三年埼玉県条例第五十七号）第百十六条第一項の規定により、平成三十年度公害防止主任者資格認定講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成三十年八月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習の区分、実施期間、実施場所及び予定人員

区 分	実 施 期 間	実 施 場 所	予 定 人 員
大気関係	平成三十年十月十日（水）から同月十二日（金）まで	埼玉県民健康センター 大会議室A・B	一五〇人
水質関係	平成三十年十月二十二日（月）から同月二十四日（水）まで	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇一・二〇二会議室	一四〇人
騒音・振動関係	平成三十年十月三日（水）から同月五日（金）まで	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇一・二〇二会議室	一四〇人
ダイオキシン類関係	平成三十年十月十日（水）、同月十五日（月）及び同月十六日（火）	（平成三十年十月十日（水）） 埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号 埼玉県民健康センター 大会議室A・B	五〇人

	<p>(平成三十年十月十五日(月)及び同月十六日(火))</p> <p>埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号</p> <p>埼玉県民健康センター 1号</p> <p>ター中会議室</p>	

二 講習の区分、科目及び合計時間数

区分	科目	合計時間数
大気関係	一 公害概論 二 大気汚染関係法規 三 燃焼・ばい煙防止技術 四 除じん・集じん技術 五 測定技術	二〇
水質関係	一 公害概論 二 水質汚濁関係法規 三 汚水等処理技術一般 四 測定技術	二〇
騒音・振動関係	一 公害概論 二 騒音及び振動関係法規 三 音及び振動の性質 四 騒音及び振動の防止技術 五 測定技術	二〇
ダイオキシン類関係	一 公害概論 二 ダイオキシン類関係法規 三 ダイオキシン類の排出防止技術 四 測定技術	二〇

三 受講資格等

イ 講習を受講することができる者は、埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）第九十七条第一項の表の中欄に該当する者とする。

ロ 受講希望者数が講習の予定人員を上回る場合には、その所属する工場又は事業場における公害防止主任者及びその代理者の選任状況等を勘案し、受講者を決定する。

#### 四 提出書類

イ 公害防止主任者資格認定講習受講申込書

ロ 公害防止実務経験証明書

ハ 工場又は事業場の概要書

#### 五 提出書類の受付期間、受付場所等

イ 受付期間及び受付時間

平成三十年九月四日（火）及び同月五日（水）の午前十時から午後四時三十分まで

ロ 受付場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号 埼玉教育会館二〇一会議室

ハ 受付方法

受付場所に持参すること。

#### 六 受講申込書の請求

埼玉県環境部水環境課、埼玉県各環境管理事務所又は各市町村環境担当課に請求すること。